

西川町地域包括支援センターにおける高齢者虐待防止のための指針

1. 基本的な考え方

西川町地域包括支援センター（以下「センター」という。）では、利用者への虐待は人権侵害であり犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

（１）身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

（２）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

（３）心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的・情緒的な苦痛を与えること。

（４）性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

（５）経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止に係る委員会の設置

（１）センターは、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止検討委員会」を設置し、「西川町高齢者虐待防止ネットワーク協議会」の開催をもってこれに充てる。

また、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

（２）委員会の役割は次のとおりとする。

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること。
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること。
- ⑤ 虐待が発生した場合に、その対応に関すること。
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

（１）職員に対する権利擁護及び高齢者虐待のための研修は、基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待及び虐待防止を徹底する内容とする。

（２）研修は年１回以上実施する。また、新規採用時には別途虐待防止の基礎に関する教育を行う。

（３）研修の実施内容については、実施要綱、資料、出席者名簿等を記録し、保存することとする。

5. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) センター内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 虐待等が発生した場合の対応については、山形県高齢者虐待防止対応マニュアルを参考に対応する。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- (2) 受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

8. 指針の公表について

本指針は常時閲覧可能とし、事業内に備え付けるほか、町のホームページにも掲載する。

9. その他

本指針は、委員会等において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附 則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。